

○瑞浪市環境基本条例

平成 11 年 12 月 24 日条例第 25 号

瑞浪市環境基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、豊かで快適な環境の保全と創出についての基本的な考え方を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策の基本的な事項を定めることによって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、豊かで快適な環境を保全し、創出するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、大気・海洋の汚染、野生生物の種の減少、化学物質による汚染その他の地球規模の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、豊かで快適な環境を保全し、創出するうえでの支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康や生活環境（人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 豊かで快適な環境は、積極的に保全し、創出する働きかけを行わないと失われやすいものであるという認識に立って、その保全と創出の活動を行わなければならない。

2 豊かで快適な環境の保全と創出は、人と自然が共生する社会において、市民が良好な環境を享受する権利を守り、将来の世代へ継承していくことを目的に行わなければならない。

3 豊かで快適な環境の保全と創出は、すべての者が自主的かつ積極的に取り組むことによって行わなければならない。

4 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出を図るため、次に掲げる施策を総合的かつ

計画的に推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減・適正処分と再利用、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資産の保存、景観の保全、快適な居住環境の整備等生活環境に関すること。
- (2) 森林の保全と活用、河川・湖沼等水辺環境の保全、緑化の推進、自然保護等自然環境に関すること。
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護等地球環境に関すること。

(市民の責務)

第5条 市民は、その日常生活において、豊かで快適な環境の保全と創出に積極的に努めるとともに、環境への負荷を少なくするよう努めなければならない。

- 2 市民は、その日常生活から排出される廃棄物の減量と分別、生活排水の改善に努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるように努力しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うときは、公害を発生させないようにするとともに、環境の保全をするため、自らの負担において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、事業活動に関する製品、原材料その他の物を使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努めるとともに、省エネルギーとリサイクルを推進すること等により、資源が有効に利用されるよう努力しなければならない。
- 3 事業者は、事業活動を行うことに伴う環境への負荷を少なくすること及び省エネルギーとリサイクルを推進するための業務を管理する責任者を設置するよう努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うときは、豊かで快適な環境の保全と創出に自ら努めるとともに、市が実施する豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策に協力する責務を有する。

(環境基本計画)

第7条 市長は、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、瑞浪市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ瑞浪市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 環境基本計画を変更するときは、前2項に定められた手続きにより行うものとする。

(年次報告)

第8条 市長は、市の環境の現状や、豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境への配慮)

第9条 市及び事業者は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定したり、実施しようとするときは、豊かで快適な環境の保全と創出に配慮しなければならない。

(指導等)

第10条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出を図るため必要と認めるときは、市民や事業者に対し、指導、助言等を行うことができる。

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が豊かで快適な環境の保全と創出についての理解を深めるために、適切な環境教育等が受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報)

第12条 市は、豊かで快適な環境の保全と創出に役立つよう、環境の状況その他の環境の保全と創出に関する情報を、適切に提供するよう努めるものとする。

(市民活動等の支援)

第13条 市は、市民及び事業者並びに市民や事業者が構成する団体が行う豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的活動に対し、支援するものとする。

(広域的連携)

第14条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取り組みを必要とする施策を実施するときは、国及び県並びにその他の市町村等関係機関と協力してその推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第15条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、瑞浪市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、豊かで快適な環境の保全と創出に関する基本的事項を調査審議し、その意見を答申する。

(組織)

第 16 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、生活、自然、社会及び地球環境問題について識見を有する者の中から、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員が互選する。
- 5 会長は、審議会をまとめ、会議の議長となる。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第 17 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

○瑞浪市環境審議会規則

平成 28 年 12 月 26 日規則第 66 号

瑞浪市環境審議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞浪市環境基本条例（平成 11 年条例第 25 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、瑞浪市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 条例第 15 条第 2 項に定める審議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 環境基本計画の策定についての調査に関する事。
- (2) 環境保全及び創造のための効果的な施策に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境保全の施策に関する事。

(会議)

第 3 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

